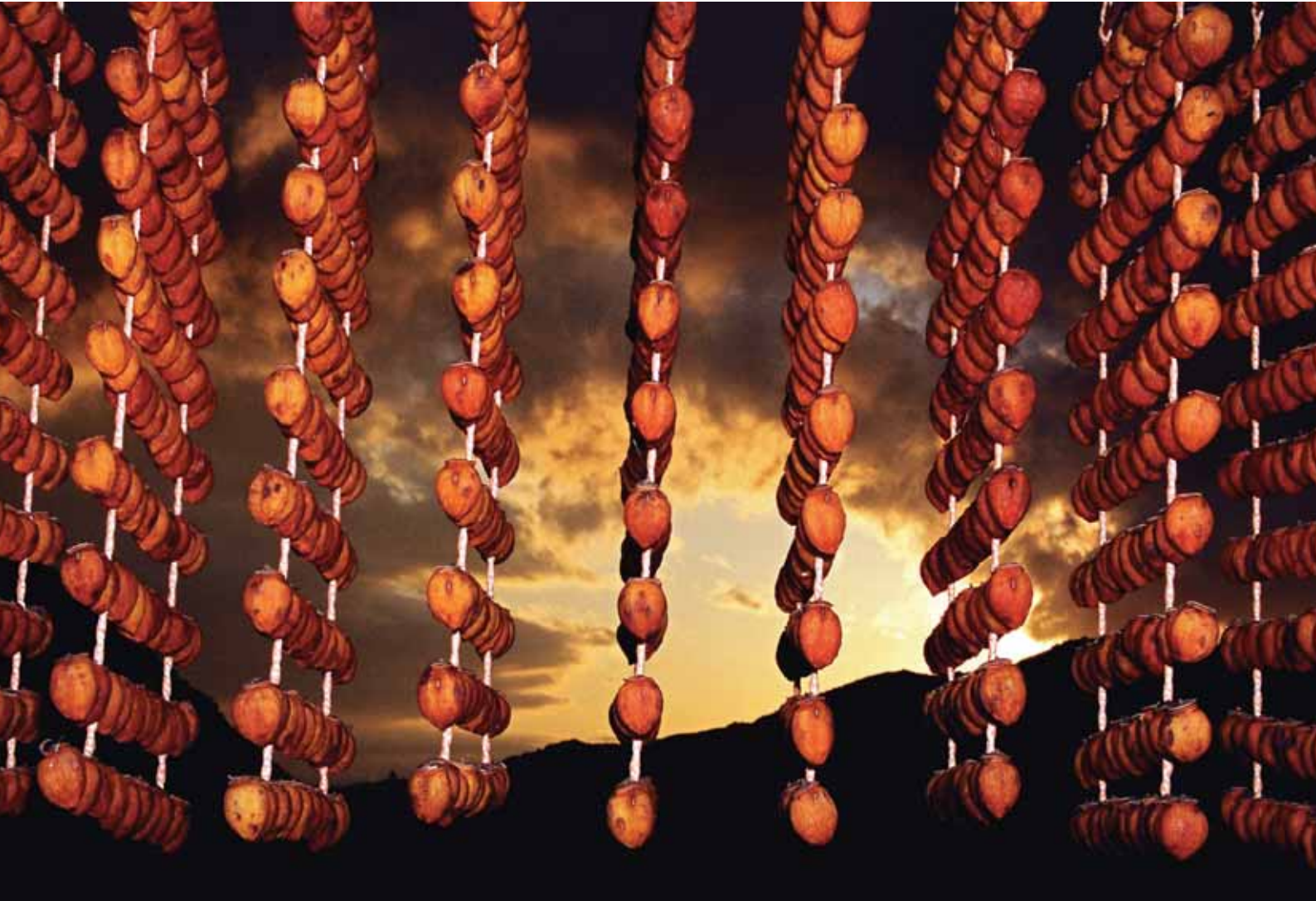


議会だより

かつらぎ

Gikai 2008.11
(平成20年)



和歌山の朝日・夕陽100選に選ばれている「四郷(串柿の里)」

写真提供：かつらぎ町役場写真愛好会

かつらぎ町では他に「紀の川(船岡山)周辺」「花園生産物直売所(高野龍神スカイライン沿い)」「恐竜ランド周辺」が選定されております。

主な内容

- | | |
|----------------|-----------------|
| ◆ 9月定例会 …… 2 | ◆ 意見書 …… 15～17 |
| ◆ 一般質問 …… 7～14 | ◆ 委員会研修報告 …… 18 |



39号

発行／和歌山県かつらぎ町議会

〒649-7192 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2160番地 TEL.0736-22-0300(代) FAX.0736-22-0604



平成20年第3回かつらぎ町議会定例会が9月3日開会されました。

人事案2件を同意、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行うとともに、補正予算、条例、規則、事件議決等16件を可決。請願2件を採択し、意見書5件を可決しました。また、財政の健全化判断比率並びに資金不足比率に関する報告に対し質疑を行い、平成19年度各会計決算認定を継続審査としたほか、8議員が町政について一般質問を行って、9月18日閉会しました。

健全化判断比率（平成19年度決算に基づく算定）

区分	早期健全化基準 (自宅療養)	財政再生基準 (入院)	かつらぎ町の比率
実質赤字比率	14.61	20.0	—
連結実質赤字比率	19.61	40.0	—
実質公債費比率	25.0	35.0	12.4
将来負担比率	350.0		148.2

※実質赤字および連結実質赤字は発生していません。（単位：％）

資金不足比率（平成19年度決算に基づく算定）

区分	経営健全化基準	かつらぎ町の比率
水道事業会計	20.0	—
花園梁瀬簡易水道事業特別会計		—
下水道事業特別会計		—
花園ふるさとセンター運営事業特別会計		—
花園守口ふるさと村運営事業特別会計		—

※各会計ともに資金不足は発生していません。（単位：％）

報告

◆平成20年度健全化判断比率並びに資金不足比率（平成19年度決算）について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、町監査委員の審査意見書を付して提出され、質疑が行われました。

解説

地方自治体財政健全化法と本町の会計の実態

自宅療養か入院か

この法律は、昨年6月に成立したものです。平成19年度決算から毎年定められた計算式にもとづき4つの指標を公表し、財政の健全度を判断する指標として活用されます。基準には自宅療養にあたる「早期健全化

基準」と、入院にあたる「財政再生基準」の2つがあります。入院状態は、自治体財政の破たんを意味します。20年度決算からは、4指標で1つでも「早期健全化基準」（自宅療養）を超えると「財政健全化計画」の策定が義務づけられます。「財政再生基準」（入院）は、将来負担比率をのぞく

本町の状況をどうみるか

3つの指標で判断されます。基準を超える場合は、「財政再生計画」の策定が義務づけられ、国の管理下に入ります。

かつらぎ町は、年間の借金返済が現在の倍になり、将来の負担額が現在の2・36倍になると「早期健全化基準」を超えることとなります。しかし、よほどの放漫会計にならないとこのいう事態は生まれません。

赤字かどうかでいえば、平成19年度の標準財政規模は56億5376万7000円ですから、一般会計が累積で8億2600万円以上の赤字になったり（実質赤字比率）、一般会計と企業会計の合計赤字額が、1億8700万円を超えれば（連結実質赤字比率）、「早期健全化基準」を超えることとなります。本町は、このような巨額の赤字を経験したことはありません。平成19年度決算は、破たんか

なかなか遠い地点にいます。今後の会計運営で大事なことは、累積赤字を生まない会計運営が求められるという事です。かつらぎ町の会計運営のしんどさは、合

併の財政支援と支出の切り詰めによって保っている赤字を収支のバランスを取りながら今後も維持できるかどうかにあります。

- 「**実質赤字比率**」と「**連結実質赤字比率**」は、単年度の収支が赤字であっても基金があり繰り入れによって会計が維持できる場合は、赤字にならないので数値が出てきません。
- 「**実質公債費比率**」は、自治体の標準財政規模に対し1年間の実質の返済額がどれだけあるかを示した数字(3か年平均)です。25%を超えれば自宅療養、35%を超えれば入院となります。借金(いわばローン)の返済があるかぎり数値が出てきます。
- 「**将来負担比率**」は、公営企業や一部事務組合、土地開発公社などを含めた負債のうち一般会計が将来負担しなければならない額を標準財政規模で割った数値です。将来負担の中には、債務負担すべき額や退職手当支給予定額なども含まれるので、将来負担の合計金額は大きくなります。350%をこえれば自宅療養となり「財政健全化計画」の策定が必要になります。
- 公営企業会計の「**資金不足比率**」というのは、会計ごとの資金不足額をみるものです。本町では、一般会計から繰り入れを行って収支バランスを取っているため数値は出ません。公営企業会計のバランスを維持しつつも、本町の会計全体は黒字だったということです。
- 標準財政規模**とは、地方公共団体の標準的な一般財源の収入額を表したもので、計算式は標準税収入額+地方譲与税+交通安全対策特別交付金+地方特例交付金+普通地方交付税となります。財政健全化法で用いる標準財政規模の数値は、これに臨時財政対策債の発行可能額を加算したものになります。かつらぎ町の19年度の標準財政規模は56億5376万7000円です。

用語解説

人事

◆教育委員会委員の任命

任期満了に伴い、次の方が全員賛成で同意されました。

北林 佳憲氏(新)
きたばやし よしのり
 (53歳・笠田東647番地)



◆固定資産評価審査委員会委員の選任

任期満了に伴い、次の方が全員賛成で同意されました。

小林 廣澄氏(再)
こばやし ひろすみ
 (71歳・佐野152番地)



選挙

◆選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

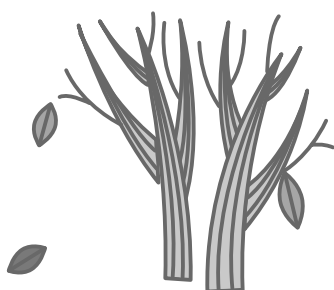
任期満了に伴い、議会において選挙が行われ、次の方々が全員賛成で当選されました。(任期 平成20年9月26日から4年間)

(選挙管理委員会委員)

平原 英明氏(再)
ひらばら ひであき
 (69歳・萩原456番地)
 齊藤 隆士氏(再)
さいとう たかし
 (73歳・妙寺338番地の1)

(補充員)

中川 雅司氏(再)
なかがわ まさし
 (67歳・大谷1143番地)
 西岡 京子氏(新)
にしおか きょうこ
 (70歳・東浜田76番地)
 芝崎 暢彦氏(再)
しばさき のぶひこ
 (70歳・笠田東56番地の7)
 木村孝太郎氏(再)
きむらこうたろう
 (64歳・新田124番地)
 坪井 利博氏(新)
つばい としひろ
 (67歳・花園梁瀬1272番地)
 種原 庸嘉氏(新)
はぎはら つねよし
 (67歳・滝1369番地)



補正予算

【一般会計に対する
主な質疑】

地方交付税の
減額補正はめずらしい

問

地方交付税は、今年度の額が確定し29億9484万8000円となり、6515万2000円の減額となった。なぜ減額補正となったのか。

企画公室長

基準財政需要額でマイナス

2645万6000円となり、基準財政収入額の増3632万1000円により減額補正となりました。試算段階と比べ差が生じました。この結果、9月補正では財政調整基金を4200万円さらに繰り入れ収支バランスをとりました。財政調整基金からの一般会計への繰り入れは、合計で3億3200万円となりました。

補正予算 (10議案提案)

議案番号	件名	主な内容	採決状況
※第81号	一般会計 (第3号)	6342万9千円追加→総額88億8830万1千円 補助金の内示追加など	全員賛成 で可決
第82号	住宅新築改修資金等貸付事業 特別会計 (第2号)	262万8千円追加→総額2820万7千円 前年度繰越金	全員賛成 で可決
第83号	シビックセンター特別会計 (第1号)	20万円追加→総額3680万円 前年度繰越金及び会館修繕工事費	全員賛成 で可決
第84号	国民健康保険事業特別会計 (第2号)	1764万4千円追加→総額27億2221万3千円 療養給付費等負担金の確定及び保険給付費の増減など	全員賛成 で可決
第85号	国民健康保険天野診療所事業 特別会計 (第1号)	補正額0円→総額1090万円 前年度繰越金	全員賛成 で可決
第86号	介護保険事業特別会計 (第2号)	2235万4千円追加→総額18億3576万4千円 介護給付費等負担金返還金及び一般会計繰出金など	全員賛成 で可決
第87号	下水道事業特別会計 (第2号)	300万4千円追加→総額5億7597万3千円 公的資金補償金免除繰上償還	全員賛成 で可決
第88号	花園観光施設運営事業特別会 計 (第2号)	9万2千円追加→総額9417万4千円 職員の異動に伴う人件費の組み替え	全員賛成 で可決
第89号	花園梁瀬簡易水道事業特別会 計 (第1号)	56万8千円追加→総額796万8千円 前年度繰越金及び滅菌機設置工事費	全員賛成 で可決
第90号	水道事業会計 (第2号)	【支出】 収益的支出 160万5千円減額 資本的支出 5万6千円減額 支出合計 4億4350万1千円 公営企業債の償還元金及び利息の減額	全員賛成 で可決

(※については4頁に質疑掲載)

特定分収林の
事業とは

問

特定分収林の契約の解約で20万円の補正が組まれています。これほどのような事業なのでしょうか。

総務課長

1口20万円の出資及び自治体の

出資で木々を育て一定期間経過すれば伐採し、木材として活用して、利益が上がれば町と出資した方とで利益を分配する事業です。花園の北寺地域で事業を行っています。現在は73人の方が契約しています。事業開始から既に20数年が経過していますが、現状では、木を伐採し販売すると赤字になります。今回、1人の方から解約の申し出があったので、出資金を返済することとなりました。

問

一般会計から返済の予算を組むということは、出資して集めた資金が一般会計に生まれ、財源として活用されてしまったということでしょうか。

べての人が解約を申し出れば、1460万円の支出を必要とするということですね。

副町長 そのとおりでございます。

年金から住民税が天引きに

問 地方電子申告システムとは何でしょうか。

税務課長 21年10月から65歳以上の公的年金を受給されている方々の町県民税が年金から天引きとなります。また、公的年金の年金支払報告書が電磁化され、21年1月からの報告分より開始されます。これらの制度改正に対応するためのシステム開発です。併せて、このシステムを利用して、法人町民税及び固定資産税の償却資産分の申告、事業所からの給与支払報告書などにも対応可能となります。

笠田中学校の耐震改修予算化

問 笠田中学校の耐震補強及び大規模改修の設計業務委託料として1200万円の予算が組まれています。どのような事業内容を予定していますか。

教育総務課長 耐震改修工事と大規模改修の内容ですが、外壁面の塗装と屋上の防水工事を行います。手すりの補修を行うとともに、窓枠はすべてアルミサッシに替えます。内部改修も行います。3階部分をカットするかどうかも視野に入っています。体育館の床の改修を行うかどうかはまだ未定です。元の寄宿舎については、今回の事業計画の中に入っていない。

条例

条例 (2 議案提案)

議案番号	件名	主な内容	採決状況
第75号	地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例	地方自治法の一部改正に伴い、議員の報酬が他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法等と異なっていることを明確にするため、関係する条例が整備がされました。	全員賛成で可決
第76号	かつらぎ町コミュニティ住宅設置及び管理条例	コミュニティ住宅の入居者の資格並びに住宅の明渡請求について、暴力団排除に係る措置の条文化をするとともに、戸数増加に伴い、所要の改正がされました。	全員賛成で可決

規則

規則 (1 議案提案)

議案番号	件名	主な内容	採決状況
第91号	かつらぎ町議会会議規則	地方自治法の一部改正に伴い、議会活動の範囲を明確にするため、所要の改正がされました。	全員賛成で可決

その他の議決

町道の認定 (3 議案提案)

路線番号	路線名	起点	終点	備考	採決状況
※1373	妙寺73号線	妙寺234番17地先	妙寺234番15地先	延長幅員 21.0m 4.5m	全員賛成で可決
1374	妙寺74号線	妙寺910番8地先	妙寺910番5地先	延長幅員 40.0m 5.0m	全員賛成で可決
5641	見好東部41号線	兄井85番3地先	山崎43番12地先	延長幅員 3132.0m 4.5m	全員賛成で可決

(※については6頁に質疑掲載)

【町道認定に対する
主な質疑】

認定基準は
どうなっているのか

問

最近、ミニ開発された住宅内の道路が町道認定されているケースが多いが、町道認定の基準はどうなっているのか。

建設課長 内規基準として、

①道路敷地は直ちに町に権利譲渡出来るものであること。又、所有権以外の権利設定の無いこと。

②道路幅員は4・0メートル以上であること。

③公道から公道に連絡する道路又は、公道から集落(3戸以上)及び公共施設に通じるもの。

④路面は舗装され、路面排水の施設が完備されていること。

⑤橋梁・暗渠・路肩等は、1・4トン以上の過重に耐えられるよう施工されていること。

⑥道路上に公共施設以外の占有物件が無いこと。但し、

道路付属物で道路管理上必要な施設又は工作物は除く。
⑦建築基準法第42条第1項に規定している位置指定道路又は、同法に準じた構造を持った道路。
以上7つの基準を設けています。きちんと公表できるように整理する予定です。

決算認定

◆平成19年度各会計の
決算認定

決算審査特別委員会が設置され、決算の審査をこの委員会に付託しました。委員会の構成は、次のとおりです。

委員長	宮井 健次
副委員長	新堀 行雄
委員	大原 清明
委員	藤井 昭雄
委員	智多 寛司
委員	氏岡 誠

請願

◆燃料、肥料、飼料、
農業資材等の価格高騰に対する緊急対策
を求める請願

・請願者 和歌山県農民農業団体連合会 代表者 児玉文平(紀の川市平野927番地)

産業建設常任委員会に付託され、委員長報告の後、採決を諮ったところ、全員賛成で採択となりました。

◆ミニマムアクセス米
の輸入停止を求める
請願

・請願者 和歌山県農民農業団体連合会 代表者 児玉文平(紀の川市平野927番地)

産業建設常任委員会に付託され、委員長報告の後、採決を諮ったところ、全員賛成で採択となりました。

7月
臨時会

平成20年第2回かつらぎ町議会臨時会が7月28日に開会され、議長・副議長・一部事務組合議員の改選及び委員会の構成替えを行いました。また、人事案1件を同意、条例1件を可決して、その日のうちに閉会しました。

詳しくは町広報9月号に掲載いたしております。

議会を傍聴しませんか!

次回の定例会は12月上旬からの予定です

一般質問

一般質問については、質問者の責任において作成されたものを掲載しています。

農用地所有と耕作放棄 遊休地等について



赤坂岩男 議員

問 農地を取得して初めて農家になる要件は。農地法による審査許可を得なければなりません。

問 実態として財産分配、相続財産の分与で簡単に農地所有が可能となり、それが新たな大課題となりつつありますが。

産業観光課長 相続、時効取得などは

農地法の許可対象外で、実態把握は法務局の登記簿権利移転でそれを知るだけです。

問 電子化された農地基
本台帳は、不在村地主や面積対比、また、過去の数値や遊休地対策、農業振興に対応できる台帳であり、総合的基礎データの取り出しは可能ですか。

産業観光課長 台帳は作成しているが、通達にあるような完全なものではなく、対比することや総合的データ等を示すことができません。

問 現在の不在村地主の数は。

産業観光課長 町外の耕作地所有者は956人です。この方々の所有地が遊休地等になる可能性が高いと考えます。年次の実態把握が必要だと認識します。

問 農水省の通達によると、平成20年11月までに遊休地や耕作放棄地の全体調査を仕上げなければならぬようですが。

企画公室長 ご指摘のとおりですが、具体的にその作業に予算を組んで行っていないません。町内を見渡すと耕作不適地のみならず優良農地でも遊休農地が増加してきました。このことが様々な農業経営に影響を与えていることから実態調査は必要なものだと思います。

問 不在村地主への農地
相続等について、担い手等への集積ということ
で行政も斡旋へ関わりをもつてリタイア者に対し理解、

協力を求め、また、近隣市町村との連携の観点から町村会においても耕作放棄地対策協議会の設置を検討していただけたらと思います。

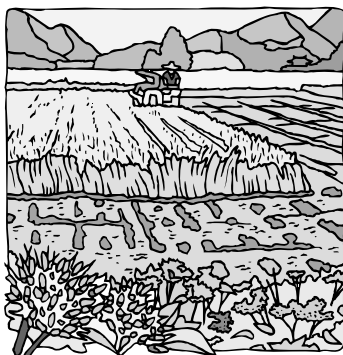
町長 相続関係等は法的には大変難しい課題であろうと思います。しかし、法に基づいた農地を確保していく視点から、そのような相談なり、取り組みも極めて大事と思います。近隣の関係行政等を含め、県の町村会でもこのことを提案し、できるだけ全体で取り組める体制づくりに努力していきたく思います。

問 すばらしいコンピューターがあります。農地・地籍・産業観光・建設など各課が共通、共有する多目的土地管理システムの構築に向けた取り組みが必要だと感じますが。

企画公室長 ご指摘のとおり多目的土地管理システムという、どのような中身・内容を備えるか、また、どういう効果を目的とするか、システム

導入費用など、それらについて研究していく必要があると思います。

問 世界的な食料不足とその危機、食品偽装輸入品からの汚染米関連報道など連日マスコミで報じられているが、わが町のスーパーなどに目を向けてもいろいろな品々が山積みされている様子は、食料、食品不足は本当かと疑問に思います。この様相を異常ではと思うのは私一人ではないであろうと思いますが。



主要道路の整備促進について



藤井昭雄 議員

問

国道、県道、町道などすべての道路網の整備は、本町発展のための最重要課題であり、優先施策として取り組む必要があります。始めに、国道480号鍋谷峠道路の促進について、長年の念願だったこの国道も関係機関や関係者の協力のもとに、国の直轄事業として採択されましたが、今後の取り組みはどうか。

建設課長

この府県間トンネルは、本年5月鍋谷峠道路として4・1キロを国道直轄権限代行事業に採択されました。国では、ルートやトンネルの構

造などが検討され、その後現場立ち入りの地元説明会をもち、21年には用地測量用地取得となるようです。

問

調査費も付き、路線を調査検討中とのことですが、これからが大切です。国、県への予算の要望活動の継続が必要では。

町長

町といたしましては、国の調査に協力しながら県・大阪府と一体となって事業進捗を積極的に要望いたしてまいりたい。

問

国道24号役場前交差点改良について、東進して役場へ入る車の右折だまりは、その後どうなっていますか。

町長

交差点改良は、いろんなところの協議が必要で進んでいませんが、ご指摘のとおりです

で、国交省と相談しながら、どう対応するか考えていきたい。

問

県道那賀かつらぎ線の女の子峠改良工事について、なぜ中断しているのか。

建設課長

ご指摘のとおりです。残っています。地権者1名から代替地の要求があり、条件などの調整を県で進めていただいています。

問

県道と歌山橋本線について、現在施工中の山崎工区も近く完成するようですが、開通の見込みは。

建設課長

山崎工区の740メートルについては、現道とバイパスの交差点の工事が進められ、年内の供用開始と聞いています。

問

県道志賀三谷線の上志賀地内の改良工事について、なぜあと110メートルになって工事がかかるのか。見通

しはどうか。

建設課長

この箇所については、長年用地取得が難航していましたが、地元有志の協力もあって用地に用途がたつたので、今年度に用地を取得し、一部ですが、工事に着手したいと聞いています。

問

町道かつらぎ山手線について、宝来山神社より東へのこの路線改良は、何度も質問するが、どうなっているのか。

町長

拡張整備は多くありますが、財政的には大変難しいと思います。

町道の管理について

問

町道の管理はどうしていますか。

建設課長

日々パトロールを行うとともに、現場へ出向く際はよく注視してくるよう指導しています。

問

管理が不十分なども見受けられるので、路線ごとに指摘をしていきますので、通行に支障のない安全な道路管理に努めてください。

- ・町道2号線（広浦街道）柿の枝のかぶさり
- ・かつらぎ大谷2号線（西谷川沿い国道まで）国道へ出る車の安全対策
- ・大谷22号線（役場西木テル裏）樹木のおいかぶり
- ・町道妙寺43号線（国道から北へ入る道路）横断水路、庭石、植木など
- ・萩原妙寺線（ゆうゆうコミュニティの北の水路）サプタが必要

建設課長

ご指摘の箇所は点検いたします。

その他に、京奈和自動車道工事のまくれ水、集中豪雨時の藤谷川などの樋門管理、雨水の排除対策なども質問しました。

住民本位の機構改革を

— 町民の目線で行政運営を —



宮井 健次 議員

問

昨年各地域で開かれた行政懇談会で、町長は協働のまちづくりを提案し「財政の健全化」と「行政改革」の2本柱で行政運営を行うと説明されたが、その際、昨年の9月議会の質問に対して、大前提として「行政の役割は住民の福祉、健康、平和な幸せを高めること」と答弁されたが、今も変わらないか。

町長 変わりません。

問

行政の要は職員だ。そこで、住民本位の

町長 住民の目線で行政を進めていく上で、十分意見をお聞かせいただいた。

問

機構改革について質問したい。町の計画では、平成23年までに18人減員するとなっているが、実際はもっと減るのではないか。

総務課長

25人の減となります。

問

10年後の平成30年には現在の268人から198人まで減らす計画だ。この職員数で現在の住民サービスを維持できるのか。仮に、ある程度の職員を減らしても住民サービスを維持していくためには機構改革が必要になってくる。そのためには、現行のタテ割り行政を改め、住民の目線でフラットにし、係制からチーム制にして、職員の負担を軽くしながら住民サービスを維持していく機構改革が必要になってくるのではないか。

妊婦健診の

公費助成の充実を

問 昨年1月に妊婦健診についての厚生労働省の通達が出されているが、その内容は。

やすらぎ対策課長

妊婦健診の望ましい回数は14回程度が適正で、財政的に厳しい場合は、最低5回程度の公費負担を実施するのが原則との内容です。

問

本町は、何回公費助成をしているのか。

やすらぎ対策課長 2回です。

問

町長は、この厚生労働省の通達を読んでどう思われたのか。

町長

母子の健康管理からして当然回数を検討していく必要がある。できるだけ状況を見ながら前進できるようにしようと思っただけで記憶がある。

問

県は、すでに昨年から第3子以上に公費

助成を行っている。本町でも今年度中にさかのぼって最低5回分の公費助成を実施すべきではないか。

町長

十分に前向きに検討したい。

問

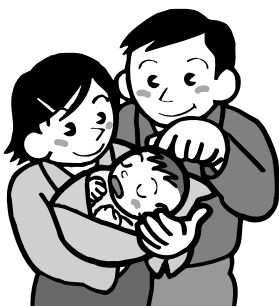
健診は県内のみか、県外では受診できないのか。

やすらぎ対策課長

原則は県内のみ。だが、大阪と奈良の一部とも契約を結んでいます。

問

県外から嫁いできた方もいるのに、地域が限定されては困ると思う。里帰りして出産する場合、その地域で健診しても助成すべきではないか。是非実現を。



佐野雇用促進住宅を

町で引き受けてほしい

町長 町も真剣に取り組む



東芝弘明 議員

問 政府は、雇用能力開発機構が所有している住宅を平成33年までに全廃しようとしている。戸数は14万戸、入居者は35万人。ところが政府は、昨年12月24日、平成23年度に7万戸を前倒して廃止するという閣議決定を行った。和歌山県内の住宅は23か所、1467世帯。今年度中に佐野住宅を含む7か所を廃止する予定。機構は、まず自治体に譲渡する方向で協議し、ダメな場合民間に売却する方針。これに間違いはないか。

企画公室長 機構側から今年度末を期限に回答を求められている。

問 民間に売却される場合、住民は全員退去となる。自治体が引き受けないと住民は路頭に迷う。住民の中からは「お金がないので引っ越しなんてできない」という声が上がっている。追い出すのは基本的人権の蹂躪だ。正当な理由なしに明け渡し請求はできないのではないか。

企画公室長 借地借家法第28条に規定がある。機構側は、閣議決定が正当な理由になると考えているようだ。

問 それだけでは根拠に乏しい。10年間住宅として使用する場合は、資産価値の半額で譲渡する。これは追い出しが困難だからだ。この問題の当事者は、雇用能力開発機構、入居している住民、かつらぎ町の3者ではないか。

町長 そう思う。入居者は住民なので行政も真剣に取り組む。

問 私たちはまず町長に相談した。理由は、町が当事者であり、町長が



佐野雇用促進住宅

協働の町づくりを基本にしているからだ。その後、町から機構側に住民説明会を開くよう要請してもらった。8月末に異例だったが説明会が開かれた。町の役割は大きかった。譲渡金額が示されているがいくらか。

企画公室長 3600万円程度。町は、①リニューアルした1号棟だけの譲渡、②外部塗装や手すりの補修のうちに2号棟の譲渡、③5割引なしに2号棟譲渡。という3条件のパターンを示し申し入れた。

問 住民が安心できる結果を望む。譲渡には積極的なメリットもある。まずは立地条件がいい。政策面でも若者定住や高齢者向け住宅という点で柔軟な政策展開ができるのではないか。

町長 そういふ利点も十分検討している。

中飯降遺跡の保存を

問 中飯降で発見された縄文遺跡は、西日本最大級の竪穴住居だった。発見のインパクトは非常に大きい。遺跡はどのようなものか。保存はできるのか。

生涯学習課長 直径約14メートルの円形状の竪穴住居跡。今回は土器などの遺物から約4000年前だと推定。移築保存費用は4000万円程度。保存してもらえよう県に協議書を提出した。

問 本町には、縄文、弥生、古墳、奈良時代から現在に至るまで人が住んでいる。歴史遺産も多い。町外から歴史ロマン散策に来て、物産販売や観光農園なども味わっていた。住民と協働して、辻々に案内標識を設置し妙寺駅と笠田駅にレンタサイクルを実現してはどうか。

町長 住民と連携して徐々に実現し、発展させていくべきだと考えている。

来年度予算編成 住民の期待にどう応える



平野 皖三 議員

問 来年度の予算編成、方針を決める時期になってきた。町長は、従来どおりの財政主導型による編成なのか、あるいは景気対策を含めた財政出動型の予算編成になるのか。

町長 20年度予算については、経費の削減等を軸に財政の健全化を目標に掲げ、次世代に負担をできるだけ残さないという視点で取り組んできた。今後、学校の改築、耐震補強等急務を要する問題や課題を含めて、住民の皆さんと十分相談しつつ、取り組んでいける形として、堅実な

形での財政支出を基本に、今年度の予算方針を踏襲し、財政破綻をきたすことのないよう取り組んでいきたい。

問 予算編成の過程では、町の将来像とも言える姿を描いて編成する必要がある。さらに、行政が持っている各種の行政データを加味した編成内容が必要で、一つ例に挙げると、本町の高齢化率は30%を超えた。そうなれば住民生活の場

で、いろいろな面で支障をきたす。そのことを意識した中で、どのような予算編成が考えられるのか。

企画室長

経費の節減のみならず、町

づくりの推進をはじめ、懸案事項の解消として、人口の減少対策、少子・高齢化対策、農林業商工業の振興等々さまざまな懸案がある

と言われている中、現状は財政収支バランスを保つのが、非常に困難になっているのが実情です。

問

財源がなければならぬで、住民のさまざまな要望等に対して、一言で片付けるのではなく、わかりやすく説明なり、どうすれば実現できるかをきちんと説明する必要がある。また、懸案事項の先送りは、住民生活に必ずしもプラスにならず、決断していい選択肢とは思わない。

財源確保については、いろんな角度から知恵と工夫を絞れば確保できる方法はあると思う。予算編成を機に庁内でよく議論を尽くされ、最終は町長の決断力によって、はじめて住民の願いや期待する予算編成になると思うが。

町長

予算編成にあたっては、財源の都合

でややもすれば暗い話ばかりでないように町民の皆さんの希望や願い、将来の町づくりに対して、今の苦しい、厳しい状況をもご理解

いただくとともに、近い将来、実現でき得る町のあり方も極めて大事であり、努力したい。



問

7月からタスポカードがなければ自動販売機でのたばこ購入はできない。カードの普及率は24%そこそこ聞いていますが、小売業者の方は非常に困っている。イベント会場などで、カード普及を兼ねて出店を是非考えてほしいとの声がある。

町長

たばこ税は町の貴重な財源である。健康問題等もあり、大変厳しいとのこと、いろいろ

(販売に) 苦労されていることは承知している。産業まつりなど実行委員会、商工会、たばこ業者の関係者ともども自主的にやっていただければありがたいと考えている。

※この他、団塊世代による職員的大量退職(来年3月末で20人)に伴い、対住民サービスを低下させないため、役場組織機構、職務職階性の見直し等、予算編成とあわせて緊急に検討、実施すべきである。また、国家または公共に対する功労や社会の各分野におけるすぐれた方を表彰するという叙勲等の栄典事務に関わり、情報収集能力を駆使して、潜在候補者の発掘等についての質問を行った。

どうする学校統合と耐震改修

町長 方向を決定し前進



浦中隆男 議員

問 妙寺中学校の耐震改修の計画は。

教育総務課長 耐力度調査の結果と小学校適正配置計画の結論により調整することとなる。

問 小学校の統廃合をどのように進めるのか。

問 大きな地震が起きれば倒壊する危険性があると指摘されている公立小中学校の校舎約1万棟の中に、本町の学校が含まれているのか。

教育総務課長 小学校10棟(3校)、中学校7棟(2校)含まれている。

問 笠田中学校の耐震改修のスケジュールは。

教育総務課長 授業に支障の無いよう2年から3年かけて大規模改修する。

問 町長の考えは。

町長 耐力度調査も予算化し、事業として進めていく意思を表明した。基本的には教育長の回答のとおりである。

問 学校給食は小学校の改築が出来たところから始めるとしているが。

町長 学校建築整備をお願いする条件であるので前向きに努力する。

幼稚園・保育所は安全か 幼保一元化の対策は

町長 幼保一元化の取り組みを進める

問 幼稚園と保育所の耐震診断や耐力度調査などを行っているのか。

教育総務課長 幼稚園は実施していない。

子育て推進室長 保育所は実施していない。

問 安全を十分確保し被害を最小限に食い止める対策を講じているのか。

教育総務課長 緊急に改修が必要なときに

は対応している。落下物等危険な個所に物を置かないよう指示し、避難訓練を年1回ないし2回実施している。

る。

子育て推進室長 施設の安全性は第一に

と考えている。物が倒れてケガをしないように置き方について指導している。伊都消防の指導による訓練を年1回、避難訓練は毎月実施している。

問 幼稚園の園児数は89人。保育所は407人。幼稚園の園児数がかなり少ないが。

教育長 幼稚園は原則午前中保育。現在の保護者の就労形態から一日保育を希望する家庭が多い

が現状である。

問 幼稚園も保育所も老朽化している。保育サービスを充実することからも幼保一元化した施設建設の考えは。

町長 幼保一元化の問題はまだ具体的な対応が出来ていない。早い機会に建設していくと住民に報告している。是非必要な施設であるので取り組みを進めたい。

災害時の通信手段に 衛星電話の設置を

問 確かな情報の発信収集のために衛星電話の配置を行う必要があるのでは。

町長 自主防災組織の資材が充実した段階で設置を考える。

安心・安全の町を目指して

―住宅用火災警報器の設置状況は―



新堀行雄 議員

問 昨年6月から住宅用火災警報器の設置が義務になった。各年代層の設置状況は。

総務課長 設置義務を知らなかったのは年代が高い方が多い。しかし、設置義務を知っている方が50代以上の方が高くなっている。

問 伊都消防のパンフレットや町広報で広報されているが、今後、町としてはどのように取り組んでいくのか。

総務課長 既存の建物は、平成23年5月末

までに設置すると義務付けられている。町としては結成率が100%となっている自主防災組織の中で取り組んだり、防災便りや町広報等で啓発をしていきたい。

問 高齢者世帯には設置の手助けを、また、低所得者世帯には補助をという考えはないのか。

総務課長 補助については考えていない。高齢者世帯の設置の手助けは検討していきたい。

―青色防犯灯の今後は―

問 青色防犯灯の設置に至るまでの経過は。

総務課長 かつらぎ町生活安全推進協議会

において平成19年10月に提案し、平成19年12月笠田駅前4本、妙寺駅前に13本設置した。

問 平成20年度の計画は。

総務課長 かつらぎ警察署とも相談し、西笠田駅、大谷駅、中飯降駅周辺に設置する計画です。

問 効果については、新聞やテレビで報道されている。また、町内では兄井地区や窪地区で自治区

独自で取り組んでいる。防犯意識が高まれば犯罪も減少すると思われれます。平成19年10月の協議会の決定事項に1灯500円程度の補助を今後検討するとなっているが。

総務課長 効果の検証ができていないのでまだ検討していない。

町長 補助は必要なことと考えている。早くに実施できるようにしたい。



地元特産品をいかした高野ブランド作りを

問 南海電気鉄道(株)から地場産品による高野ブランドの創作と販売について提案があったと聞くが、どのような提案か。

産業観光課長 伊都橋本産業創造センターに対して、地場産物で高野ブランドとして産品を開発し、南海電鉄と一緒に販路拡大や観光客誘致に努めたという内容です。商工会行政、JA等を含めた拡大会議を開催した。

問 町はどのような役割を担っていくのか。

産業観光課長 商工会と連携し、商品のPRや観光情報を発信していきたい。

問 町として事業者、団体、地域、行政によるネットワークづくり、その上にたつて広域での伊都橋本のネットワークづくりが必要と思うが。

産業観光課長 そのように考える。かつらぎ町の実態に合わせた意見を広域の方へ持っていくような形にしなければならぬ。

問 提案は、伊都橋本にとつてもよい機会だと思ふが。

町長 全体の動きとしては大変いいことだ。これからの町の取り組みとして発展させていくことが大切であり、早急な取り組みをしていくべきと考える。

花園の宿泊施設の 積極的な営業活動を



藤上 栄子 議員

問 花園ふるさとセンター、守口ふるさと村及びグリーンパークの現状はどうなっているのか。

花園地域振興課長 守口ふるさと村及びグリーンパークの平成19年度の客数は、前年度に比べ若干増加しているものの、ふるさとセンターは780人ほど減少している状況です。

問 ふるさとセンターの客数の減少についてどのように受けとめているのか。

花園地域振興課長

確かに減少傾向に

あります。守口ふるさと村でも、本年はガソリンの高騰等により、人の動きが少なく厳しい。特に、ふるさとセンターは利用客が年々減少しています。高齢者の方は、ふるさと感覚を持って訪れてくれますが、若い人に人気がないのは痛手です。また、夏場の林間学校に利用されている大阪南部の方々の利用日数も減少しており、もう少しPR活動を考えねばと思っています。

問

宿泊客の減少は、大変深刻な問題である。

近隣の町（有田川町、紀美野町）にも経営形態は異なるものの、類似施設があり、ずい分と繁忙していると聞く。ふるさとセンターも、これらの経営状況の研究を

はじめ、減少の原因は何なのか、施設、設備の状況さらにサービス面をはじめ、再度訪れてくれるようにちよっとした心づかいが必要であると同時に、もっと積極的に幅の広い営業活動に取り組む必要があると思うが。

花園地域振興課長

合併以降で記念割

イベントや合併一周年記念イベントをやってきた。営業活動として、伊都郡、橋本市、紀の川市、さらに



花園ふるさとセンター

19年には和歌山市、有田地方へも足を延ばしPR活動を実施。また、各大学へのサークルの会館プランのメール送信など行っていますが、さらに経営についてのノウハウも充分研究する必要があると考えます。

問

高野町との関係でもっと観光や物産面で活かせる方法もあると思つて、せっかくの施設があるのもっと花園のよさを前に出せる工夫をお願いしたい。

町長

地域に活気をもたらすのに確かに必要な施設で、花園地域の豊かで恵まれた自然、心を癒す、高野山とのゆかりも深い、これらを活用して、活性化につながる方法を研究する必要があります。経営面では聞いております。経営面ではノウハウを持った方の意見を聞かせていただき、営業として成り立つという、具体的な方法、また活用についての「意見を充分踏まえ、検討したい」。

問

花園地域にはなくてはならない施設であるので、今後の経営や運営について、是非とも委員会等の立ち上げをやってほしい。

産業観光課長

施設現場の職員とも話し合

いをしてきましたが、今までの運営について改善することは大変な面があるので、上司ともよく相談したい。

問

花園支所は地域の中核施設であることから、外観の汚れが気になつてならない。何とか整備できないか。

町長

確かに地域のシンボル的な施設で汚れも目立ってきており、担当も実施の方法等相談の上、進めてまいりたい。

支所の外壁の美装を

意見書

○ 新たな過疎対策法の制定に関する意見書

(概要)

過疎対策については、昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」以来、3次にわたる特別措置法の制定により一定の成果をあげたところであるが、依然として過疎地域は極めて深刻な状況に直面している。現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は平成22年3月末をもって失効することから、引き続き、総合的な過疎対策を充実強化するための新たな過疎対策法の制定を要望する内容の意見書を提出しました。

(意見書提出先)

内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・農林水産大臣・国土交通大臣

(全員賛成で可決)

意見書

○ 社会保障費を毎年2200億円抑制する方針の撤回を求める意見書

(概要)

政府の重要政策の基本方針である「骨太の方針2006」において、高齢化に伴って自動的に増える社会保障費の自然増を、平成23年度までの5年間に1兆1000億円圧縮する方針が示されているが、このままでは、社会保障制度は持続できても、医療や福祉をはじめとした必要なサービスなどの国民生活の安定が確保されなくなる恐れがあるため、社会保障費の自然増を毎年2200億円抑制する方針を撤回し、平成21年度予算において社会保障予算が十分に確保されるよう要望する内容の意見書を提出しました。

(意見書提出先)

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・厚生労働大臣・総務大臣・
財務大臣

(全員賛成で可決)

意見書

○ 燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策に関する意見書

(概要)

先般、政府が漁業者に対する燃料高騰対策として打ち出した緊急対策は、重要と考えます。農業の部門でも、漁業と同じように苦境を緩和するための対策が急がれており、石油、肥料、飼料、農業資材等の高騰分の補償を含む対策を実施するとともに、原油や穀物への投機を国際的に規制する仕組みをつくるため、国際社会に働きかけられるよう要望する内容の意見書を提出しました。

(意見書提出先)

内閣総理大臣・農林水産大臣・外務大臣・経済財政担当大臣

(全員賛成で可決)

意見書

○ ミニマムアクセス米の輸入停止に関する意見書

(概要)

国民に需要のないミニマムアクセス米が年間77万トンも輸入され、これ以上、日本が不必要なミニマムアクセス米の輸入を継続することは、国際的な価格の高騰に加担し、途上国の食糧を直接奪うことにならざるをえません。国内では「生産過剰」が米価下落の原因であるとして生産調整が行われ、その一方でミニマムアクセス米を輸入することは許されるものではありません。今、求められているのは、従来 of 枠組みにとらわれずに危機的な事態に対応することであり、まずミニマムアクセス米の輸入停止の措置を講じるよう要望する内容の意見書を提出しました。

(意見書提出先)

内閣総理大臣・農林水産大臣

(全員賛成で可決)

意見書

○ 地方の道路整備の促進と 安定的な財源確保に関する意見書

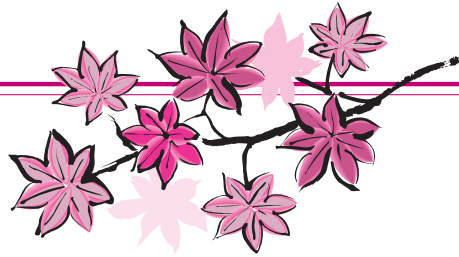
(概要)

本町では、道路の整備は地域の活性化や東南海・南海地震の緊急輸送道路の確保など必要不可欠であり、京奈和自動車道や国道480号府県間トンネル、また、身近な生活道路など、地域住民のいのちとくらしを守る道路を早急に整備する必要があります。道路特定財源の一般財源化後においても、地方に必要な道路整備が着実に進められるよう要望する内容の意見書を提出しました。

(意見書提出先)

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・
国土交通大臣・行政改革担当大臣・経済財政政策、規制改革担当大臣

(全員賛成で可決)



7月

- 7日・橋本周辺広域市町村圏組合議会代表者会
- ・県立医科大学附属紀北分院等整備促進協議会
- 8日・議会広報編集特別委員会
- 9日・橋本周辺広域市町村圏組合議会定例会(第2回)
- 15日・議会広報編集特別委員会
- 18日・町村議会全議員研修会
- 22日・議会広報編集特別委員会
- 23日・和歌山県後期高齢者医療広域連合全議員協議会
- ・和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会
- 24日・一般国道480号(有田高野間)整備並びに有田川河川改修促進に係る県及び近畿地方整備局への要望活動
- 28日・議会運営委員会
- ・議会臨時会(第2回)
- ・議員全員協議会
- 30日・一般国道480号(有田高野間)整備並びに有田川河川改修促進に係る県への要望活動

活動日誌

8月

- 12日・伊都消防組合議会定例会(第2回)
- 19日・橋本周辺広域市町村圏組合議会代表者会
- 20日・21日
・議会広報編集特別委員会研修
- 22日・県町村議会議員等公務災害補償組合議会臨時会
- 28日・議会運営委員会(第1回)
- 3日・議会定例会(第1日目)
- 5日・総務文教常任委員会
- 8日・厚生常任委員会
- 9日・産業建設常任委員会
- 10日・議会広報編集特別委員会
- ・議員全員協議会
- 12日・議会定例会(第2日目)
- 16日・議会定例会(第3日目)
- ・議員全員協議会
- 18日・議会運営委員会
- ・議会定例会(第4日目)
- 26日・議会広報編集特別委員会
- 30日・決算審査特別委員会

委員会研修報告

《議会広報編集特別委員会》

【研修日】

平成20年8月20日～21日

【研修先】

東京都「シェーンバツハ砂防」

【概要】

より良い広報紙づくりを目指して、様々な分野からの講義研修に参加。広報に対するクリニックは参考になることが多く、今後、研修で学んだ事を活かして、紙面改善に役立てたい。



議会広報編集特別委員会

議長

田和 弘満

委員

平野 皖三

委員

新堀 行雄



委員長

堀 龍雄

副委員長

東芝 弘明

委員

浦中 隆男

委員

氏岡 誠

二年に一度の議会の構成替えがあり、上記の方々が新しく議会広報編集委員に選ばれました。私たち広報委員会は、議会の様子をできるだけわかりやすく、読みやすく伝える広報づくりに努めますので、多くの方々に愛読していただきますようお願いいたします。

▼今、一番腹立たしいことがあります。皆さん誰もが知っていると思いますが、マスコミで大きく取り上げられている事故米であります。日本人の主食である米までもが汚され、お金儲けの事だけしか頭にならない社長。96回も立ち入り検査をしながら食用への転売を見逃してきた農水省のお役人。米の流通は非常に複雑で所在がわかりにくく、安全性について取引先に自信をもって説明できないという業者。世の中が非常におかしくなって、向こうがよく見えない状態になっている。お金儲けも大切な事ですが、もっと大切な事があるのではないか。人が人として生きていくうえで命の尊さをもっと重んじなければいけないと思う。

▼私たち町の行政にたずさわっている立場の者として、町民の皆様とよく話をし、向こうの見える町の運営を続けていきたいと思えます。

平成二十年十月十六日

堀 龍雄

